

千葉県公安委員会告示第151号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年10月1日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

1 聴聞の期日

令和8年10月20日（火）午前11時

2 聴聞の場所

千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部1階 意見聴取室